

警備業、質屋営業・古物営業・探偵業の申請・届出は オンライン申請が便利です！



24時間申請可能

24時間365日、窓口の時間を気にせず、いつでも申請可能



データ提出

添付書類はPDFや画像データでOK
データ化してあれば、直近の別の申請にも利用可能（一部証明書等原本を提出していただく必要があります）



オンライン決済

手数料はクレジットカードで簡単決済



メール連絡

担当者からの連絡はメールで届くため、自分のタイミングで確認可能

警察署へ来署不要！
書類を持ち運ぶ必要ナシ！
いつでもどこからでも申請できます！



オンライン申請はこちら

「警視庁行政手続オンライン」

警視庁行政手続オンライン

検索



申請マニュアルはこちら

警視庁トップページ〉手続き〉警備業〉警備業に関する各種手続〉警備業掲示板〉警視庁行政手続オンライン利用による申請・届出要領

手続の流れ(例)

- ①利用者登録・ログイン
- ②申請情報入力
- ③添付書類アップロード
- ④手数料決済
- ⑤完了・審査
- ⑥許可証等受取

ご利用上の注意点

- ・従来通り警察署での対面申請も可能です
- ・申請・届出期限を超過しているものは、オンライン申請の対象外です
- ・詳細は、オンラインサイトの申請種別ごとの手続き説明をご確認ください
- ・許可証等は、警察署で受領する必要があります



お問い合わせ

受理警察署（生活安全課防犯係）又は
警視庁 生活安全総務課 防犯営業第一係(警備)
防犯営業第二係(質屋・古物・探偵)
平日 午前8時30分から午後5時15分まで